

岡山大学自然生命科学研究支援センター運営委員会規程

〔平成16年4月1日〕
岡大規程第83号

改正 平成27年3月31日規程第49号

平成28年9月30日規程第80号

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山大学自然生命科学研究支援センター規程（平成16年岡大規程第82号）第11条第2項の規定に基づき、岡山大学自然生命科学研究支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、自然生命科学研究支援センター（以下「センター」という。）に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 センターの教育又は研究に関する重要事項
- 二 教員の教育研究業績の審査に関する事項
- 三 その他センターの運営に関する重要事項

(組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 センターの各部門の部門長
- 四 センターの設備・技術サポート推進室の室長
- 五 センター専任教授
- 六 センターの各部門から専任教員1人
- 七 その他センター長が必要と認めた者

2 前項第6号の委員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2号の事項を審議する場合は、第1項第6号の委員及び第7号の委員のうち本学の専任の教授以外の者は、加わらないものとする。

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は運営委員会を主宰し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副センター長がその職務を代理する。

(会議の成立等)

第5条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 運営委員会の事務は、研究交流部研究交流企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、運営委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。